

埋設施設設置に関する技術専門委員会（第4回）

1. 日時 平成24年7月12日（木） 13：30～17：00

2. 場所 富国生命ビル23階 B会議室

3. 出席者（敬称略）

（委員） 朽山（委員長）、葛西、河西、五味、中村、山田、
野村、宮本、（欠席：藤井）

（事務局） 原、真鍋、吉岡、北嶋、坂本、広瀬、景山

4. 議題

- （1）挨拶
- （2）第3回埋設施設設置に関する技術専門委員会 議事録確認
- （3）立地基準の検討
- （4）立地手順の検討
- （5）その他

5. 配布資料

- 資料4-1 第3回埋設施設設置に関する技術専門委員会 議事録（案）
資料4-2 立地基準の検討
資料4-2-1 立地手順の構造と立地基準の位置付け
資料4-2-2 基準項目、設定根拠及び評価の指標（案）
資料4-3 立地手順の検討
参考4-1 放射性廃棄物処分関連施設に関する諸外国のサイト選定事例調査
参考4-2 「資料3-2-2 概念設計及び立地環境条件に係る安全性及び経済性のパラメータスタディの結果」の修正について

6. 議事概要

(1) 交代委員挨拶

野村委員（日本原子力研究開発機構（以下「機構」）埋設事業担当理事）より、挨拶が行われた。

(2) 第3回埋設施設設置に関する技術専門委員会 議事録確認

【事務局】

資料4-1に基づき、事務局より、第3回埋設施設設置に関する技術専門委

員会議事録案について説明し承認された。

(3) 立地基準の検討

資料4-2、資料4-2-1及び資料4-2-2に基づき、事務局より説明が行われた。主な意見等は以下のとおり。

◎資料4-2-1及び資料4-2-2に関連して

【事務局】

各項目の評価の方法について、第3回の委員会でご審議いただいた資料にはA, B, Cの3段階による評価例を提示したが、この場合、中間の(B)の評価に幅が生まれ、恣意性が排除できないと考えられることから、客観的な評点が可能である2段階(A, B)による評価の基準とした。

【事務局】

「(D24)地域社会の理解と協力」の項目については、今回提示した受容性の判断基準として客観性を持たせるために、諸外国の例にならい原子力関連施設の受入実績などが考えられる。この点に関してご議論をお願いしたい。

【委員】

原子力関連施設を受け入れてきた実績があるから新規の施設を許容できるものではなく、原子力関連施設の集中が論争へと発展する可能性がある。地域の受容性を判断するところに受入実績を強調することには異論がある。

【委員】

埋設事業は長期にわたる事業なので受入れ地域の自治体や地域社会に受容性があることが非常に重要であり、事業者にとっても地域社会の理解と協力は非常に大切な項目となる。

【委員】

「(D24)地域社会の理解と協力」は比較評価項目であり、受入実績などは積極性、受容性の程度として違いを判断できるようになる。いずれにしても受容性の評価項目は必須となる。

【委員】

評価基準としては、無理矢理その自治体に施設を持っていこうとするものではないので、原子力関連施設の受入実績について盛り込んでも構わないと感じる。

【委員】

原子力施設を受け入れている地域ということであれば事業者にとっては地域の理解と協力が得やすいわけだが、集中立地のリスクの受け入れという意味

では偏りがあって不公平が生じることも考えられる。

【委員】

地域社会に原子力施設を受け入れるための環境が整っていることは重要な事柄であるが、受入実績が直ちに受容性に繋がるとは限らない。

【委員】

受容性を判断するのだから、自治体などが積極的に検討している場合とそれ以外に分けるということではどうか。

【委員】

地域社会の理解と協力という点では、一方で知事の権限や影響が大きいようだが、単純に立地したい考えを持っている基礎自治体の意向だけではなかなか進みにくいという視点もある。

【委員】

市町村長だけでなく知事まで原子力施設があることを認めた経験があるということは、原子力関連施設を受け入れた後の体制は非常に整っているといえる。

【委員】

地域の理解と協力はある意味一番重要なことなので、評価するときの視点の補足として、原子力政策等への理解、協力の取組みなどいくつか具体的に列挙してはどうか。

【委員】

諸外国の事例でも原子力関連施設があることを理由のひとつとしていることも確かである。候補地点を評価する人が何らかの評価の基準をもって判断するのだから客観的な判断基準の例示が必要ではないか。

【委員】

原子力関連施設を受け入れた実績があることの評価は「(C3)事業の効率性」について事業者側の判断とすることはおかしくない。しかし、社会的要件では立地地点の寡占をうながすような誤解を招く記載は避け、あくまで公平性を担保すべきと考える。

【委員】

原子力施設を受け入れていただくという立場としては行政的なインフラ、広報体制がすでであれば事業者としては歓迎できる。防災体制も同様であり、原子力関連施設の比較的近傍であれば、輸送、港湾、専用道路などのインフラの存在も意味を持つこととなる。

【委員】

行政的なインフラなどについては「(C)経済性・利便性」での評価が適切であり、「(D)社会的要件」で評価する項目なので「資料4－3立地手順の検討」

の P.2 以降に記載されている「勉強会等」などの結果から判断することになるのだと思う。

【委員長】

立地選定の際には、「勉強会」の様子を把握し評価するといった方法で受容性の有無を判断することもあり得る。受容性を判断する考え方をまとめておくこと。

【委員】

環境影響評価法が改正され戦略的環境アセスメント（SEA）が制度化されている。立地基準については、この戦略的環境アセスメント（SEA）との整合も重要である。

【委員】

立地する候補地が決定したのちに立地環境調査を行うこととしているが、立地選定における地点の具体化に際しては戦略的環境アセスメント（SEA）の評価項目も参考にすることが必要と考えられる。

【委員】

「(B) 環境保全」の基準項目は充足しているか、また記載内容は適当なのか。例えば「(B21) 文化財」の評価の基準に記載のもの以外に、それに準ずるものや除外しなければいけないものが出てくる可能性はないのか。もし可能性があるならば包含する表現としておく必要性も含め確認しておく必要はないか。

【事務局】

環境保全の基準項目は、適合性評価の項目として、事業者自らが法に基づく規制を解除すること及び土地を取得することが極めて困難な場所を最低限選定しないようにしている。

【委員】

埋設施設を立地するにあたり、周辺の住居や病院などの施設の状況及び飲水井戸や取水などの利水の評価について示す必要はないか。

【事務局】

産廃の最終処分場の場合は、各県で、近隣の住居から 50m、公共の施設では 100m といった距離の基準を示している。一方、埋設施設の場合は、埋設施設からの放射線の影響としてスカイシャインの影響評価結果から、「(C11) 用地面積」に記載しているように、埋設施設から敷地境界まで 120m 程の距離をおくこととして設計している。

前提となる施設の設計条件については、取りまとめの際に明記する。なお、利水については、「(D21) 地域産業への影響」の評価の基準に記載している。

【委員】

「(C11) 用地面積」の評価の基準に設計による数値を記載しているが、今後、検討を進める過程で変わってくる可能性があるので具体的な数値の記載は避けるべきではないか。

【事務局】

「(C11) 用地面積」は概念設計に基づくものであり、埋設施設の第一期事業において計画している廃棄体約 60 万本（ピット処 分約 22 万本、トレンチ処分 38 万本）を埋設できる規模の施設として、事業が成立する最低限必要な面積を具体的な数値として基準に盛り込んでいる。

前提となる施設の設計条件については、取りまとめの際に明記する。

【委員】

資料 4-2-2 の全項目の「立地基準項目としての設定根拠」欄に「したがって、本項目は・・・」と全項目にわたり記載されている。例えば、表のどこかにまとめて表記するなど、工夫してはどうか。

【事務局】

拝承。

【事務局】

本日審議頂いた立地基準の比較評価項目について、評価項目毎の重み付けがどのようになるのか参考とさせて頂きたいので、委員の皆様にご協力をお願いしたい。

【委員長】

具体的な内容については、事務局と相談するので、ご一任いただくこととさせて頂きたい。

(4) 立地手順の検討

資料 4-3 及び参考 4-1 に基づき、事務局より説明が行われた。主な意見等は以下のとおり。

◎資料 4-3 に関連して

【委員】

原子力に対する社会情勢の厳しさが増しているが、検討対象地点を具体化す

る手順については、たくさんの方があるわけではなく、事務局から説明のあった3つの案に集約されると思われる。今後、社会情勢等を踏まえながら具体的方策を見極めることになると思われる。

【委員】

埋設事業はまだ一般の認知度が低い。参加要領の公表に係る周知を延々と実施するわけにはいかないが、埋設施設の必要性や事業規模、タイムスケジュールなどを示したうえで、ある程度の理解があれば募集や協力要請に応じていただくということになると思われる。

【委員】

立地選定をいつまでに完了させれば良いのか、全体的なスケジュールを設定しなければならないところであるが、検討対象地点の具体化にある一定期間とは、どの程度の期間を想定しているのか。

【委員】

募集や協力要請を受ける自治体などの側も、どの程度の期間となるのか示してほしいと感じているのではないか。おおよそ半年くらいか。

【委員】

一定の期間を検討するにあたり、自治体などが必要とする意思決定までの期間を考慮する必要がある。

【委員】

立地基準に基づく選定評価作業は、さほど期間を要しないのではないか。

【事務局】

例えば、造成工事費等の算出には時間が掛かることなど、評価作業にはそれなりに期間を要する。

公平、迅速な手続きとすることを前提に、できるだけ短期間で進めることを想定しているが、参加要領を公表したのちに募集や協力要請を始めた時点から、数か月ぐらいをひとつの目途に今後検討していく。

また、実施計画を公表してから募集や協力要請を開始するまでの間に埋設施設の立地活動について、周知に係る活動など事前準備を十分に行う期間が必要と考えている。

【委員】

事業者は自治体に負担をかけないという点において、勉強会等を通して地域の方々に対し情報提供を行う機会を設けるものの、どの時点においても参加を取りやめることができる仕組みとすることは良い。しかし、1ページ目の反対運動が顕著になる事態を想定して事業者が事前に退く要件を検討しておく必

要があることについては疑問だ。できるだけ地域社会をバックアップしていくという観点で検討すべきではないか。

【委員】

事業者が自ら途中で撤退することは考えられない。事業者は自治体とよく話し合っ、自治体が納得したうえで自治体に参加を取りさげていただくことになるのだと思う。

【事務局】

前回の議論の中で、反対運動については基準項目には馴染まないので前提条件として整理すべきとのご意見があつて記載したもの。その主旨は、反対運動があまりにも激しくなるようであれば自治体の負担を軽減するといった趣旨に反することから、その負担が増加する前に事業者から退くことも必要ではないかというものである。ご指摘を踏まえ記述を検討する。

【委員】

2 ページ目の応募という表現は、検討する側にとって責任の重さを感じる言葉となっているのではないか。

【委員】

ここは応募とするより、関心の表明という表現のほうが適切ではないか。

【委員】

「立地基準に基づく評価選定」を行う手順への移行の可否の確認をするまでの間は、自治体の負担軽減という意味で、いつでも参加を取りやめてもよいことを事前に説明しておく必要がある。

【委員】

応募が自治体でない場合とは、どのような形態を指しているのか。

【事務局】

商工会などの関係団体を想定している。そのような団体が応募するような際には、その旨を当該基礎自治体に連絡してもらうような仕組みも必要と考えている。

【委員】

勉強会以降の手順は、対象が自治体であることを明記したほうが良い。

【委員】

NUMO は最終処分法に基づいた国家プロジェクトとして候補地選定に国も加わり事業を進めようとしている。原子力機構もある意味において同様だと思っている。発生している廃棄物はもともと国の事業から発生しているということを考慮すると国の責任で進めるものと考ええる。

【事務局】

国は基本方針及び実施計画において、立地活動を原子力機構と一体となって進めることになっている。

【委員】

研究開発は国家、国民のために国の付託を受けて実施しているので、原子力機構や大学などが処分費用を払えるように国が必要な資金を予算化しなければならない。また、独立行政法人の中期計画を国が外部評価しているし、埋設事業においても国の認可を受けた実施計画に従って実施していることから、国が責任を持って取り組むべきではないか。

【委員】

立地選定においては、当該基礎自治体と同様に県の意向も重要であり、県に対しても理解と協力を得る説明が必要であることから、参加要領の公表などを全国知事会のような場面で開始することが望ましく、それを国が働きかけることもひとつではないか。

【委員】

全国知事会など、最初の出だしから国に出てもらわなければ納まるものも納まらないので、国は最後まで実施主体と一体となって責任主体だということを示していただくことを望む。

【委員】

立地における重要な基本アクションについては、国の位置付けをはっきりさせることが必要である。

【委員長】

取りまとめの際に、実施に対する国、原子力機構の責任分担などをもう少し明確にすること。

【委員長総括】

立地基準及び手順については、本日の審議を含め、埋設施設の立地選定に向けた技術的観点における議論は、ほぼ終了したものとする。事務局には今日の審議において出された議論の結果を踏まえた整理と修正をお願いする。

また、立地基準項目の重み付けについて、各委員の協力を引き続きお願いする。

次回委員会は、これまでの議論の結果を取りまとめる委員会として開催する。事務局には次回までにこれまでの委員会の取りまとめ資料の作成をお願いする。

(5) その他

参考資料4-2に基づき、事務局より、第3回埋施設設置に関する技術専門委員会で配布した資料について、計算式に用いる係数に誤りがあったので評価結果を含め一部修正した。また、評価結果についても影響がないことを説明し了承された。

以上